

令和4年7月28日

市立学校の保護者の皆様へ

和泉市教育委員会  
教育長 小川 秀幸

「和泉市 新型コロナウイルス対策に関する市立学校の臨時休業の基準」の  
改定（Ver. 5.2）について

平素は本市立学校における教育活動の充実に向け、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染拡大が依然続く中、本市においても予断を許さない状況であります。臨時休業の基準について、令和4年2月3日に、Ver. 5.1 に改定しましたが、濃厚接触者の待機期間について変更があり、改定（Ver. 5.2）しましたのでお知らせします。

市立学校におきましては、引き続き感染防止対策を徹底してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

【濃厚接触者の待機期間について】

- ・感染者と最後に濃厚接触した日から原則5日間
- ・ただし、2日目及び3日目に、薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする

※なお、待機期間については、欠席ではなく、出席停止扱いとします。

市ホームページにも掲載しています。

※裏面の大阪府作成のフローチャートも参照してください。